

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年9月5日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 山陽小野田市中川二丁目6番27-1号

氏 名 河 内 平 文 (66歳)

生年月日 昭和32年6月21日

提案理由 有田光枝委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため

(参 考)

○ 人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○ 現在の委員

草 田 和 枝 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

長 岡 忠 男 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

能 勢 俊 勝 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

青 木 恵 子 (R4. 1.1 ~ R6. 12.31)

荒 川 栄 子 (R4. 1.1 ~ R6. 12.31)

江 中 幸 夫 (R4. 1.1 ~ R6. 12.31)

佐々木 宏 志 (R4. 1.1 ~ R6. 12.31)

◎ 有 田 光 枝 (R5. 1.1 ~ R7. 12.31) ※R5. 3.31 退任

藤 永 美 枝 子 (R5. 1.1 ~ R7. 12.31)

森 本 由 美 (R5. 1.1 ~ R7. 12.31)

経 歴

現住所 山口県山陽小野田市中川二丁目6番27-1号

こう ち ひら ふみ
河 内 平 文

昭和32年6月21日生(66歳)

学 歴

昭和56年 山口大学文理学部卒業

職 歴

昭和57年4月 萩市立萩第一中学校
昭和62年4月 須佐町立弥富中学校
平成4年4月 厚狭郡楠町立船木中学校
平成15年4月 美祢市教育委員会
平成18年4月 山口市立大内中学校教頭
平成21年4月 山陽小野田市立厚狭中学校教頭
平成24年4月 山陽小野田市立高千帆中学校教頭
(山口県中学校教育研究会人権教育部理事)
平成26年4月 美祢市立秋芳北中学校校長
(山口県中学校教育研究会人権教育部副部長)
平成28年4月 美祢市立伊佐中学校校長
(山口県中学校教育研究会人権教育部長)
平成30年4月 山陽小野田市立厚陽中学校(再任用)
令和元年4月 山陽小野田市立竜王中学校(再任用)
令和3年4月 山陽小野田市赤崎公民館館長
令和4年4月 山陽小野田市小野田地域交流センター長

令和 5 年 4 月

く

現在

山陽小野田市教育委員会心の支援室

諮問第4号参考資料



(氏名) 河内平文

令和5年（2023年）9月5日

人権擁護委員としての抱負

河内平文

このたび、人権擁護委員として推薦していただくにあたり、責務の大きさを感じております。

私は、長年、初等中等教育にかかわる者として、学校現場における人権教育、いじめ問題に真摯に取り組んでまいりました。

現在、少子高齢化に伴い、地域コミュニティの求心力が低下し、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待などの問題が顕在化する一方、SNSによるいじめや差別、国際情勢を反映したヘイトスピーチ、加えて、LGBTに対する対応など新たな人権課題も生まれてきています。

今後は、これまでの経験を生かし、子どもの人権擁護と啓発を通して人権侵害を許さない人の育成を中心に尽力したいと思います。

もとより、微力ではありますが、その使命を自覚し誠心誠意努めさせていただきますので、皆様方の温かいご指導をお願いします。